

## 1 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）

- (1) 警備業の要件に関する規則（警備業法）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- (3) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）
- (4) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- (5) 確認事務の委託の手続等に関する規則（道路交通法）  
(1)～(5)の各根拠法において、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を認定、許可又は登録の欠格事由としており、上記各規則はこれを受けて具体的な罪に当たる違法な行為を列挙しているもの。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律においては、「暴力的不法行為等」（国家公安委員会規則で定める一定の罪）に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしており、上記規則はこれを受けて具体的な罪に当たる違法な行為を列挙しているもの。

## 2 改正の内容

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成29年法律第46号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、次に掲げる罪に当たる行為を上記「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加するなどの改正を行う。

- (1) 改正法による改正後の不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号。以下「法」という。）第77条第5号（小規模不動産特定共同事業に係る登録の不正取得）
- (2) 法第77条第6号（適格特例投資家限定事業の無届け営業）
- (3) 法第77条第7号（適格特例投資家限定事業に係る廃止処分違反）
- (4) 法第82条第5号（小規模不動産特定共同事業の登録申請書又はその添付資料の虚偽記載）
- (5) 法第84条第1号（小規模不動産特定共同事業者及び適格特例投資家限定事業者による申請事項変更に係る届出義務違反）
- (6) 法第84条第3号（小規模不動産特定共同事業者以外による小規模不動産特定共同事業者の標識又はこれに類する標識の掲示）

## 3 意見公募手続の結果

平成29年9月25日（月）から平成29年10月24日（火）までの30日間、規則案を公示し、広く意見を募集したところ、本規則案に賛成する旨の意見及び改正の内容とは無関係の意見がそれぞれ1件あった。

## 4 施行期日

改正法施行の日（平成29年12月1日）

公安委員会 説明資料No. <b>2</b>	「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について	平成29年11月9日 運転免許課 交通企画課
---------------------------	------------------------------------	------------------------------

## 1 趣旨

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

## 2 期間

平成29年11月13日（月）から平成29年12月12日（火）までの間

## 3 改正案の内容

### (1) 外国運転免許証制度の対象となる国の追加

道路交通法（昭和35年法律第105号）第107条の2は、道路交通に関する条約に基づく国際運転免許証を発給していない国であって、我が国と同等の水準にあると認められる運転免許制度を有している国として政令で定めるもの（以下「政令国」という。）が発給した運転免許証を所持する者について、本邦に上陸後1年間、本邦において自動車等を運転することを認めている。

エストニア共和国については、道路交通に関する条約に定める国際運転免許証を発給しておらず、かつ、運転免許制度が我が国と同等の水準にあると認められることから、同国を政令国に追加する。

### (2) 運転免許等に関する手数料の標準の見直し

地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）においては、「法令で定める手数料の金額の標準については、経済情勢等に鑑み適切なものとなるよう原則として3年ごとにその金額について見直すこととする」とされている。

運転免許等に関する手数料については、前回の定期改定（平成27年4月）から3年が経過することから、その標準について、人件費の変動等を考慮の上、所要の見直しを行う。

## 4 施行期日

平成30年4月1日（日）を予定